

峰崎直樹君 日本社会党の峰崎でございます。

予算委員会で円高問題に関連をして規制緩和の問題等について触れてまいりましたけれども、きょうは三十五分間という時間でございますので、少し総論にわたった質問になるかと思いますが、大臣、関係当局に質問をしていきたいと思っております。

最初に、実は与党の円高調査団が五月一日から七日までの一週間、アメリカに行っていました。その際、ゴア剛大統領を初めとして政府当局からいろいろお話をする機会に口々に出てくるのは、四月十四日に策定をした円高対策というのは極めて不十分である、評価に値しない、こういう彼らの主張でございました。

私どもはそれに対して反論をしてみたいわけですが、私がそのとき非常に痛感をいたしたことは、どうも日本の政策の宵伝の仕方といいますか、それは非常にやはり弱いのではないかと。たしか三月三十一日の規制緩和に関する五カ年計画は、在外公館などにもいわゆるきちんと説明をするというようなことも持たれたとは聞いているんですが、どうもその浸透度合いが弱いのではないかと。

例えば、有名なブラドリー上院議員と会ったときに、公定歩合が1%に下がったことも全然知らないような状況でございまして、こういう意味で我が日本の政治家のパフォーマンス又といいますか、そういった点について少し改善も加えていく必要があるのではないかと、こんなふうに考えたんですが、大臣、向こうに行ってみますと、官僚と折衝するのはもうたくさんだと、政治家同士でこの種の問題を話し合いたいというような議論も聞いてきたところでございますが、そういったアメリカ側の反応に対して、規制緩和を取りまとめてこられた責任者としてどのように判断をしておられるか、お聞きしたいと思います。

国務大臣（山口鶴男君） これからは議員外交というものが極めて重要な時代に入ったのではないかとこのように認識をいたしております。そういう意味で、今御質問ございました峰崎委員が他の議員の皆さんと一緒にアメリカに参られまして大変な御苦勞をいただきましたことに対しましても、心から敬意を表したいと思う次第でございます。

先日、閣議の席上で橋本通産大臣が申しておったんですが、アメリカあるいはカナダに行ってみると、政府が決定いたしました緊急円高・経済対策にいたしましても、その他の施策にいたしましても、なかなかアメリカあるいはカナダ等の大臣がよく承知をしていない。一つは政治家としての努力もあるが、各省庁から在外分節に参事官あるいは一等書記官等の形で行っている皆さんが大勢おられるわけです。そういう人たちが所管の問題に関して相手の国にPRをしているか、日本政府が決定した方針について十分な理解をいただくような努力をしているかという点、どうもその点も欠けているように思います。

したがって、委員の今のお尋ねでございますが、政治家としても私は努力する必要があります。同時に、経済官庁は在外公館に大勢の人たちを出しているわけですから、そ

ういう人たちがやはり当該の在外公館の中で大使、公使に我が国の政策を十分理解をいただく、あるいはみずから関係の省庁の人たちにPRをする、そういった両方の努力が必要ではないのかなというふうに思っております。委員御指摘の、政治家としての努力が必要であることは言うまでもないというふうに認識をいたしている次第であります。

峰崎直樹君 五月のいつでしたでしょうか、総理が横浜に行かれて、帰りにマクドナルドのハンバーガーの店へ立ち寄られた。私、自分で予算委員会のために二回ばかり、マクドナルドのハンバーガーの値段を内外価格差の一つの模範例としてお話をしてお話をして、総理にも、行ったことがあるかと尋ねたんですが、どうやらなかったようで、初めて行かれたと。

私、アメリカに先日行ってまいりまして、例のビッグマックというやっを食べてきたんですけれども、一ドル八十九セントでした、中身を、正確に比較するのが本当に難しいと思うんですが、ちょっとレタスの量がアメリカは少ないのかなと思いましたが、あとは大体同じようなものです。

ああいうのは、内外価格差問題や円高対策を打ったとき、あるいはそういう政府側が宣伝をするときに効果的に進めて、そういう国民向けのアピールといいますか、そういった点もぜひ、これ総理もそうでございますが、そういう内外価格差問題、これはまあ経済企画庁等がそれは主管官庁かもしれませんが、物価は。しかし、そういう規制緩和といったような問題を主管されている総務庁長官も、自分はこういう改革に前向きなんだということをぜひとも今後ともとっていただきたいなど。何だか国会の会期末も近くなって、なかなか質問する機会はないわけでございますが、ぜひともそういうことが必要なんじゃないかなというふうに思った次第でございますので、改めて要請をしておきたいと思っております。

さて、そこでまた総論的なお話になっちゃうわけでございますが、今の規制緩和という流れは、これは全世界的に規制緩和という流れが広がっているというふうに聞いております。最も早くは一九七〇年代の後半のアメリカのカーター政権のときの航空産業の自由化あたりから始まったと言われておりますが、さて国際的なこういう流れは、総務庁長官としてこれはいわゆるやむを得ざるというか、大きな流れで必然的なんだと。その意味では日本もそういう規制緩和という大きな流れをタイミングを失することなく進めるのが重要であるというふうにお考えなのか。いやいやこれは規制緩和の流れは一つの潮みたいなものであって、京都大学の佐和隆光さんなんかは、非常に自由化、そういうものが非常に高まるときと、そして振り子が有に行くと今度は逆にもとへ戻ってくる、そういうふうにある一時的な一つの潮の流れのものがあるんであって、そういう意味で言えば永遠に続くかのごとき流れではないんだと。こういう意見ももちろんあるかと思うんですが、長官はこの点についてはどのようにお考えでありますでしょうか。

国務大臣(山口鶴男君) 冷戦構造が崩壊をいたしまして、東西の対立から東西の対話、協調の状況が変わってまいりました。そういう中で、国境というものが、今までの垣根と

申しますか、そういうものが低くなってきた。これが最近の国際的な大きな流れではないかというふうに思っております。

そういう状況になってまいりますならば、世界各国それぞれ国の成り立ち、歴史と伝統によりまして経済的な制度、法律というものが変わっていることはやむを得ないと思えますけれども、しかし、今申し上げましたように、ボーダーレスの世の中になってまいったわけでございますから、我が国だけが変わった制度、政策というものをいつまでも守っていていいのかということにはならないと思えますし、我が国のみならず世界各国が同じような状況ではないだろうかというふうに認識をいたしております。

そういう立場から考えますと、お尋ねの規制緩和の問題につきましても、日本が、例えば今度の規制緩和、三カ年計画でJISやJASにつきまして国際基準に合わせるように今回措置することにいたしました。また、そのために通産省等では人員等も必要であるということで、今度の補正予算におきましてこの面における通産省の定員の増についても実は総務庁として認めた次第でございます。そういった形で国際的な指標に我が国の制度も合わせていくという努力は必要である、またそういう意味でお尋ねの点では前者の方向で努力をすべきものというふうに私は認識をいたしております。

峰崎直樹君 今、お答えを聞いて関連して質問してみたいと思った点があるんですが、今JISとかJASとおっしゃいましたね、国際規格。この国際規格はどこが標準を定めるんですか。

つまり、私先ほどいろいろな参考人への質問を聞いておりましたときに、規制緩和はもう不可避である、いや規制緩和と言いながらも規制を加えなきやいかぬ分野もあるという議論をしておったんですが、私はこの規制緩和とか国際的に今お話があったようにずっと流れてくると、何かハーモナイゼーションという言葉がよく出てくるんですが、どうもそのハーモナイゼーションというときに、今指摘をされているさまざまな例えば特許制度であるとか知的所有権の問題などとか、そういうものについて国際的な調和というときにはアメリカのシステムというか、もちろん最も早くそういうことを進めたところがそういうことになりやすいのかもしれないけれども、今JIS、JASとおっしゃったようなそういう制度、これは各国の法律制度というのは恐らくいろいろ違いがあると思うんです。

そういうときのいわゆる国際的なハーモナイゼーションのあり方といったようなことについて、これは各産業ごとに例えばISOだとかいろいろな取り決めみたいなのがあるんだろうと思うんですが、こういう意味で言うと規制緩和即世界的な規制の統一化といったようなことになっていくものなんだろうか。その間には、どうもやはり日米だけ見ても今自動車部品の問題で相当やっておりますけれども、国際的に回ってみたときに、私はそこには規制緩和という大きな流れがある中でそれぞれの国の持っている法律、その法律が規制緩和をするときに各国ごとにいろいろな特徴やある意味では特殊性みたいなものが当

然あると思うんです。

そういった点との関連で、これはいわゆる強い国の制度が一般化するんじゃなくて、私はやはり国際的なそういうさまざまな制度を論議する場、そこにおけるある意味では論議というのが不可欠だと思うんですが、そういった点について、長官あるいは当局でも構わないんですが、何らかのアイデアがあったら考え方をお聞かせ願います。

政府委員（陶山皓君） ただいまの峰崎先生の御意見、極めて含蓄に富む御意見であると思います。

私が申し上げるのは実務的な観点で申し上げるわけですが、一般論として申し上げますれば、今回の政府の計画の中にも国際整合化という観点の個別項目が多々入っておりますけれども、単に米国の要望とかあるいはヨーロッパの要望ということよりは、多くの先進国が同じルールで規制を考えていこうという方向について、日本の場合も多くの先進国と同様のルールで事をしようという観点で具体的な措置項目が定められているというふうに御理解をいただきたいと存じます。

そこで、各園によってそれぞれの分野でいろいろな事情があるのは当然のことです。例えば、実態行政を担当する各省庁の立場からすれば、仮に外国からあるいは国際機関から御要請がありましても、日本の事情、国情、特殊性等々から勘案すれば今直ちにそういう方向に合わせるといいますか整合化することとは無理である、そのためには諸般のいろいろな条件整備が必要であるというようなものもまた多々あるわけではございません。

したがって、そうしたものについては日本の状況、条件等々について諸般の観点から総合的に勘案をして慎重に検討していこうという立場になるわけではございまして、すべてについて外国からの要請について直截にそのまま対応すべきであるという観点で議論をしたわけではございません。

峰崎直樹君 これは恐らく、今、日米の自動車摩擦の問題が続いておりますけれども、引き続き大変に大きなポイントになってくる点じゃないかなと思っておりますので、我が国の利益、そして国際的な調和という二つの課題をしっかりとらんだ上でやっていただきたい、またやるべきだというふうに思います。

さて、最後にしたいと思います。実は先ほど質問した背景には、かつてヨーロッパにおいても社会民主主義勢力と言われている人たちというのはある意味では社会福祉、社会保障制度、さまざまな制度を充実させながら国民の福祉の向上を図っていこうという意味で比較的大きな政府を目指してきたというふうに言われております、

それらの国々も含めて、先ほどヨーロッパの国々、世界的に規制緩和というものが進んでおる、こうお話があったわけですが、我々もこの規制緩和について一体どういう態度をとったらいいかということについて、実は本格

的にこれをそういうレベルで議論したことというのは我が党の中でも余りないんですが、これはひとつ我が党から出ておられる大臣に、ヨーロッパの社会民主主義勢力と言われているところはこの規制緩和についてはアプリアリにこれはもうやむを得ない流れなんだ、こういう見方をして、そしてその上で対応しようとしておるんでしょうか。それとも、いやこの流れは変えられる、変えられるというか変えなけりゃいけないというふうに考えながらやっておられるのか。そこら辺、もし御意見なり総務庁でお調べになって一つの傾向が出ておるとすれば私どもに教えていただければと思います。

国務大臣（山口鶴男君） イギリス労働党の例でございますけれども、一九九四年一月の議会に、御案内のように現在イギリスは保守党の内閣でございますけれども、規制撤廃法案を提案いたしましたのに対しまして、野党でありますイギリス労働党は議会の議決を必要とする一次的法令なしに法律の改正撤廃を行う権限を各省大臣に与えるものだとして批判をして反対をいたしましたそうです。結局、一々法律で決めないでこの規制撤廃法案が通れば各省庁にそれぞれの権限を与える、こういうような法律なものですから、議会の自主性というものを軽視する、いわば議会軽視の法案ではないのかという立場から反対したということ承知いたしております。食品衛生あるいは職場の安全基準、あるいは動物の厚生等の低下につながるということで批判をして反対したそうでございますが、これは一つの例だろうと思います。

いずれにいたしましても、ヨーロッパの国々、今EUの国々が日本に対してできる限り規制緩和をやってほしいという要請はいたしております。ヨーロッパのEUの国々を見ますと、結局今、社会民主政党が単独で政権を握っておりますのはスペイン、ギリシャ、スウェーデンでございます。それから、連立与党で政権に参画しておりますのはベルギーでありオランダでありオーストリアでありアイルランド、デンマーク、フィンランド、ルクセンブルク等でございます。EUに参加している国もあるししていない国もございますが、大部分がEUに参加をいたしておりますが、EUとして日本に対して規制緩和を求めているということは、やっぱりヨーロッパの社会民主政党も方向としては規制緩和は必要である。

ただ、イギリス労働党が議会で態度を表明いたしましたように、議会軽視でこれをやるということはいかぬし、また一遍に、国の制度、習慣というものがあるわけですから、それを一気に、先ほど局長もお答えしたようになっていくということではなしに、やはりその国の実情というものを踏まえて漸進的に解決すべきものは解決すべきだということで対応いたしているのではないかというふうに思います。

私ども総務庁といたしましても、規制緩和の問題につきましてはやはり案件一つ一つを吟味いたしまして、できる限り規制緩和の方向に持っていく。同時に、絶えずこの問題については一つ一つの事柄に対して吟味をし、見直しをし、そうしてこれを進める場合に国民の皆さん方の見ておられるところでよくわかる形でこれを進めていく、透明性を確保し

た形で規制緩和の問題を進めていくということで対処いたしたい。そういう意味では、私はイギリス労働党の対応あるいはEUの国々に加盟しておられる社会民主政党的考え方と私どもがそんなに違いはないというふうに思っている次第でございます。

峰崎直樹君 この点は、引き続き我々も規制緩和問題をどのようにとらえたらいいのか検討していかなくちゃいけない課題だというふうに思っております。

そこで、今度、規制緩和をこれからいよいよ現実に進めていく場合に、例えば私の属していました大蔵委員会等でも、証券会社と銀行との垣根を相互に子会社方式で参入し合おうと。先日は保険業法の改正で生損保がお互いに子会社方式で参入すると。こういうふうになってまいりますと、例えば大蔵省というところに証券局があり銀行局がある、これはもうそういうふうに相互に参入するようになってきたら、あるいは規制が徐々になくなれば、検査とかルールをつくるかそういうところは残したとしても、従来のような大蔵省証券局、大蔵省銀行局、銀行局の中のまた保険だとかそういう形のいわゆる規制が徐々になくなれば定数や機構やそういうものは当然改革をするべきだと思うんです。

この点は、規制緩和計画と定数及び機構の動きということについて、現在たしか何か一つの決まりがあって、我々が承認しなくてもいいのはたしか課の数は一定だとかそういうところでかつての法改正で変わったやに聞いておるんですが、そういった点はどうもほっておくとその内部の改革というところに私はメスが行かないんじゃないかという欠陥を持っているように思うんですが、この点はいかがでございましょうか。

政府委員（陶山皓君） ただいま峰崎先生がおっしゃいました行政機構とか定員につきましては、あくまでも行政需要に対応する形でなければならぬということ是一般論として当然のことでございます。

ところで、規制緩和との関係でございますが、規制緩和を推進することによって一般的には直接の規制に当たる行政事務とか事業の減少が見込まれるということは申し上げられるところでございますが、個別に見た場合にはいろいろなケースがあろうと存じます。

例えば細かい話で恐縮でございますけれども、一般的に禁止されていた事柄について、その一部について特定の条件を満たせば許可制度を設けて事業活動を認めるというような場合などには、逆に行政事務が増大する場合もあり得るというようなことでございますので、規制緩和による行政事務の増減ということについては個別に精査をしていく必要があると思っております。

そこで、ただいま先生のお話のように、規制緩和と例えば局が一つ要るか要らないかというようなこととつながりがあるかどうかというようなことはなかなか単純に申し上げられることではございませんが、いずれにしろ、毎年の予算編成におきまして私どもは機構、定員を管理する立場から各省庁の機構定員要求について審査をいたしております。ただいまの御意見のような趣旨は当然のことながら十分留意しながら、厳しく私どもの立場でも

チェックをしてみたいと考えております。

峰崎直樹君 証券と銀行とそういう相互の乗り入れというものも出てくるわけですから、本体部門でまだ参入できてないから残っているのかもしれませんが、そこがもう自由になっていつでも本体も参入できるような状況になれば何も銀行局、証券局というふうに二つなくたって構わないんじゃないかとちょっと素直に考えるとそう考えるわけでありまして、ここは行政改革という大変重要な分野でまた、つの課題になるだろうと思いますが、大きな課題として指摘をしておきたいと思います。

もう時間もありませんので、最近の規制緩和と絡んで一番問題だと思われるのは失業問題、雇用問題だというふうに思います。

最新の雇用統計、地域別に見て、それから学歴別、あるいは労識別、年齢別といったように、最近の特徴点、雇用問題で、失業問題でどういう問題が出ているのか。新聞だけによりますと相当な失業者の数が出てきておるといふふうに聞いております。その点について、まず事実からお伺いしたいと思います。

説明員（青木功君） 御報告申し上げます。

最近の雇用情勢につきましては、先生からもお話ございましたが、いわゆる失業率について三・二%、それから私どもの職業紹介の窓口におきます求人倍率、いわゆる有効求人倍率、これが〇・六五といふふうになっております。

その内容を私どもなりに分析をさせていただきますと、まず地域別で見ますと、やはり一月に起きました阪神・淡路大震災による産業の崩壊に伴う失業者の方々が非常に、やはり前年になかったことでございますから、大きな寄与をしております。

それから年齢別に見ますと、やはりこういう状況でございますから、就職の機会が少ないと思われ高年齢の方々、それから昨年来非常に厳しかったいわゆる新規学校卒業生の皆さん、そういった方々の中でこの四月に就職できなかった、そういった意味で若い方々、そういった方々がこのような失業率の結果になっているのではなかろうかと思えます。

それからまた、解雇等の状況でございますが、実は私どもの雇用保険のデータで見ますと、事業主都合の解雇というカテゴリーがございますが、これに関しては昨年と同じ時期よりも七%ほど減っております、

そういった状況でございますので、震災の影響、それから新規採用の方々が思うように進んでいかないということによる影響が相当大きいのではないかとこのように考えております。

峰崎直樹君 実は証券会社あるいは銀行の決算が発表になりました。その中で、株式の含み益をぼんと出していますね、相当の金額を出しています。ところが、どうもこれは株

式の含み益を出す最後じゃないか。

つまりこの間、あのバブル以降、恐らく民間のそういった証券や銀行といったところは株式含み益を益出しをして、そしてそれをまた賢い戻している。そういう意味でいうと、今の株価水準のままであればもう含み益じゃなくて今度は含み損になるかもしらぬ。そういうところまで来ていますから、恐らく今までは日本の雇用慣行として比較的、過剰雇用という表現がいいかどうかは別にして、非常に過剰投資をし、そしてその結果として雇用というものを抱きかかえていた、とりわけホワイトカラーの中でそれが強いと言われていたんですが、それももうことしあたりで省み益経済は限界に米でいるのじゃないかというふうに言われています。

そうすると、規制緩和あるいは急速に進む円高といったようなことが今後雇用の問題についてどのような動向を示すのだろうか。そのために私は、労働省が中心になってもあるいは構わないと思うんですが、そういう先行き雇用問題についての緊急アンケートとか、そしてこの含み益がまだそういう余力があるのかなのか、なくなったときはどこから手をつけようとしているのか、そういった点の最新のもし状況等の調査があればお聞きをしてみたいと思うんです。

説明員（青木功君） 最近の円高にかかわりましては、現在調査を一つ行っておりますけれども、まず三月の末に九十円を切ったという時点で千社ほどの企業アンケートをさせていただきます、

それによりますと、この円高で雇用調整、残業規制から厳しい雇用調整までいろいろあるわけでございますが、五％程度の企業が何らかの影響があるだろう。それから三割ぐらいの企業の方々の御回答としては、このまま円高が進行すると雇用調整に至るかもしれない。それから半分ぐらいの経営者の方々は、とりあえずは大丈夫ですというふうな御回答をいただいております。それ以降、また事情が変わってきてございまして、ただいまちょうど同じような内容で調査をしておるところでございます。

峰崎直樹君 我々は、本当にこの規制緩和に伴う雇用問題に対する準備と申しますか、そういうものが非常に需要だというふうに考えております。

最後になりますが、長官に、五カ年から三カ年に短縮をされたわけです。それでも不十分だというふうな意見もあります、そして同時に、あの円高があったから五年を三年にしたんだろう、さらに円高にすれば一年になるんじゃないかというような、そういう厳しい指摘をする向きももちろんないわけではありませんが、今私自身が問題にしました今後の雇用問題、そういうことも含めた規制緩和三カ年計画と、それに付随したやはり雇用対策を、これは労働大臣の所管だというふうにももちろん思いますが、ひとつそういったことについての御決意を最後にお伺いして、時間少し余りましたけれども、私の質問を終わりにしたいと思います。

国務大臣（山口鶴男君） 委員が御指摘の問題は極めて重要だと思っております。

実は、労働力調査は総務庁でいたしております。御案内のように、完全失業率が四月は三・二%という数字でございました。三月は三・〇、二月は二・九、一月は二・九でございました。正確に言いますと、三月の三・〇は二・九八でございまして、四月の三・二は三・一六を四捨五入して三・二ということになっております。いずれにいたしましても、二月、三月、四月と失業率が残念なから上がっております点は大変私は厳しい状況であると認識をいたしております。

したがって、規制緩和はこれはやっぱり時の流れである。やっぱり進めるものは進めなきゃいかぬと思っておりますが、同時に中小企業対策はやはり手厚い施策を講ずる。それから雇用対策につきましても、これは内閣全体として雇用対策に努める。特殊法人の整理合理化の問題について閣議決定いたしました。その際に、雇用対策については総理大臣を本部長とする雇用対策本部を設けて、特殊法人の整理合理化に当たって、働く皆さん方に不安を与えないようにしようということも実は村山内閣としていたしましたわけでございますので、同じような趣旨でこの規制緩和につきましても、絶えず中小企業対策、雇用対策という問題をにらみつつ私どもは真剣に対処しなきゃならない、それが村山内閣としての重要な課題であるというふうに認識をいたしておるということでお答えにかえさせていただきますと存じます。

峰崎直樹君 終わります。